

電子帳簿保存法関係法令通達

～平成 29 年 6 月 21 日（平成 29 年度改訂版）～



SKJ 総合税理士事務所

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年3月31日法律第25号、最終改正：平成19年3月30日法律第6号）	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号、最終改正：平成28年3月31日財務省令第26号）
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国税 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。</p> <p>二 国税関係帳簿書類 国税関係帳簿（国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十六条第九項（保税工場等において保税作業をする場合等の国内消費税の特例）に規定する帳簿を除く。）をいう。以下同じ。）又は国税関係書類（国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式（第六号において「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。</p> <p>五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に関して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地をいう。</p> <p>六 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。</p> <p>七 電子計算機出力マイクロフィルム 電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。</p> <p>（他の国税に関する法律との関係）</p> <p>第三条 国税関係帳簿書類の備付け又は保存及び国税関係書類以外の書類の保存については、他の国税に関する法律に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）</p> <p>第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を次のように定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、「国税」、「国税関係帳簿書類」、「電磁的記録」、「保存義務者」、「納税地等」、「電子取引」又は「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、それぞれ電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する国税、国税関係帳簿書類、電磁的記録、保存義務者、納税地等、電子取引又は電子計算機出力マイクロフィルムをいう。</p> <p>2 この省令において、「電子計算機処理」とは、電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。</p> <p>（税関長が所轄庁となる場合）</p> <p>第二条 法第四条第一項に規定する財務省令で定める場合は、国税関係帳簿（法第二条第二号に規定する国税関係帳簿をいう。以下同じ。）が消費税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五十二条第四項（帳簿の記載事項）、たばこ税法施行令（昭和三十七年政令第五十七号）第五十二条第五項（帳簿の記載事項）、揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第五十二条第五項（帳簿の記載事項）、石油ガス税法施行令（昭和三十九年政令第五号）第二十一条第四項（帳簿の記載事項）又は石油石炭税法施行令（昭和三十九年政令第三十二号）第二十条第六項、第八項若しくは第九項（帳簿の記載事項）の帳簿である場合とする。</p> <p>（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）</p> <p>第三条 法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。</p> <p>一 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。</p> <p>イ 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p> <p>ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。</p> <p>二 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係帳簿に関連する国税関係帳簿（以下この号において「関連国税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</p> <p>三 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（法第六条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

第 1 章 通則

法第 2 条 ((定義)) 関係

(国税関係帳簿の範囲)

2-1 法第 2 条第 2 号 ((国税関係帳簿書類の意義)) に規定する「国税関係帳簿」には、酒税法第 46 条 ((記帳義務)) に規定する帳簿のように、国税に関する法律において記帳義務を規定することにより保存義務が課されている帳簿も含まれることに留意する。

(保存義務者が国税関係帳簿書類に係る納税者でない場合の例示)

2-2 法第 2 条第 5 号 ((納税地等の意義)) に規定する「保存義務者が、……国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合」の保存義務者には、例えば、次に掲げる者が、これに該当する。

- (1) 所得税法施行令第 48 条 ((金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等)) の規定により、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿等を保存しなければならないこととされている金融機関の営業所等の長
- (2) 酒税法第 46 条 ((記帳義務)) の規定により、酒類の販売に関する事実を帳簿に記載しなければならないこととされている酒類の販売業者

(電子取引の範囲)

2-3 法第 2 条第 6 号 ((電子取引の意義)) に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引 (添付ファイルによる場合を含む。)
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

第 2 章 適用要件

法第 4 条 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) 関係

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲)

4-1 法第 4 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等)) 又は第 5 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) に規定する「国税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第 3 条第 1 項各号の要件に従って備付け及び保存 (以下「保存等」という。) が行われている当該国税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいう。

したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができることに留意する。

(注) この場合の国税関係帳簿に係る電磁的記録の媒体についても保存義務者が任意に選択することができることに留意する。

(承認を受けることができる国税関係帳簿の単位)

4-2 法第 4 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等)) の規定の適用に当たっては、一部の国税関係帳簿について承認を受けることもできるのであるから、例えば、保存義務者における次のような国税関係帳簿の作成の実態に応じて、それぞれの区分のそれぞれの国税関係帳簿ごとに承認を受けることができることに留意する。

- (1) 仕訳帳及び総勘定元帳のみを作成している場合
- (2) (1) に掲げる国税関係帳簿のほか現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などの国税関係帳簿を作成している場合
- (3) (1) 又は(2) に掲げる国税関係帳簿を本店で作成するほか事業部若しくは事業所ごとに作成している場合

(自己が作成することの意義)

4-3 法第 4 条第 1 項及び第 2 項 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) 並びに第 5 条 ((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託している場合も、これに含まれることに留意する。(平 17 年課総 4-5 により改正)

(最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義)

4-4 法第 4 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等)) 及び第 5 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号、最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号、最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）</p>
	<p>イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類</p> <p>ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書</p> <p>ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）</p> <p>四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p> <p>五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。</p> <p>イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。</p> <p>ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。</p> <p>ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。</p> <p>2 前項（第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。）の規定は、法第四条第二項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付」と、同号ロ中「日付又は金額」とあるのは「日付」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第四条第三項に規定する財務省令で定める書類は、国税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。</p> <p>4 法第四条第三項に規定する財務省令で定める装置は、スキャナとする。</p> <p>5 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。</p> <p>一 次に掲げるいずれかの方法により入力すること。</p> <p>イ 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその作成又は受領後、速やかに行うこと。</p> <p>ロ 当該国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。</p> <p>二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。</p> <p>イ スキャナ（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を使用する電子計算機処理システムであること。</p> <p>(1) 解像度が、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二五・四ミリメートル当たり二百ドット以上で読み取るものであること。</p> <p>(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上で読み取るものであること。</p> <p>ロ 当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類に特に速やかに）、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。第八条第一項第一号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。</p> <p>(1) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）を通じ、当該業務を</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正又は削除の意義)

4-5 規則第 3 条第 1 項第 1 号イ ((訂正削除の履歴の確保)) に規定する「訂正又は削除」とは、電子計算機処理によって、承認済国税関係帳簿 (法第 4 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等)) 又は第 5 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) の承認を受けている国税関係帳簿をいう。以下 4-5 及び 4-6 において同じ。) に係る電磁的記録の該当の記録事項を直接に変更することのみをいうのではなく、該当の記録事項を直接に変更した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項 (いわゆる反対仕訳) を追加することもこれに含まれることに留意する。(平 17 年課総 4-5 により改正)

(注) この場合の変更又は追加には、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を変更し又は新たな記録事項を追加することにより、当該承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の該当の記録事項が変更され又は新たな記録事項が追加される場合も含まれることに留意する。

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法)

4-6 規則第 3 条第 1 項第 1 号イ ((訂正削除の履歴の確保)) の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満たすこととなることに留意する。(平 17 年課総 4-5 により改正)

- (1) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前若しくは削除前の記録事項及び訂正若しくは削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム
- (2) 電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、かつ、その記録事項を訂正し又は削除する必要が生じた場合には、これを直接に訂正し又は削除した場合と同様の効果を生じさせる新たな記録事項 (当初の記録事項を特定するための情報が付加されたものに限る。) を記録する方法 (いわゆる反対仕訳による方法)

(注) 4-5 の(注)の場合において、承認済国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除の事実及び内容を、当該承認済国税関係帳簿以外の国税関係帳簿に係る電磁的記録 (当該国税関係帳簿が承認済国税関係帳簿でない場合には、電磁的記録又はこれを出力した書面) により確認することができることとしているときは、これを認める。

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例)

4-7 規則第 3 条第 1 項第 1 号イ ((訂正削除の履歴の確保)) の規定の適用に当たり、電磁的記録の記録事項の誤りを是正するための期間 (当該電磁的記録の記録事項を入力した日から 1 週間を超えないものに限る。) を設け、当該期間内に記録事項を訂正し又は削除したものに限り、その訂正又は削除の事実及び内容に係る記録を残さないシステムを使用している場合 (同項第 3 号二に掲げる書類に当該期間に関する定めがある場合に限る。) には、これを認める。

(追加入力の履歴の確保の方法)

4-8 規則第 3 条第 1 項第 1 号ロ ((追加入力の履歴の確保)) の規定の適用に当たり、例えば、国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入力日又は一連番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することができないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たすこととなることに留意する。

(帳簿間の関連性の確保の方法)

4-9 規則第 3 条第 1 項第 2 号 ((帳簿間の関連性の確保)) の規定の適用に当たり、例えば、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる情報が記録事項として記録されるときは、同号の要件を満たすこととなることに留意する。

- (1) 一方の国税関係帳簿に係る記録事項 (個々の記録事項を合計したものを含む。) が他方の国税関係帳簿に係る記録事項として個別転記される場合 相互の記録事項が同一の取引に係る記録事項であることを明確にするための一連番号等の情報
- (2) 一方の国税関係帳簿に係る個々の記録事項が集計されて他方の国税関係帳簿に係る記録事項として転記される場合 (1) に該当する場合を除く。) 一方の国税関係帳簿に係るどの記録事項を集計したかを明らかにする情報

(保存義務者が開発したプログラムの意義)

4-10 規則第 3 条第 1 項第 3 号 ((システム関係書類等の備付け)) (同条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。) に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したのも、これに含まれることに留意する。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)

4-11 規則第 3 条第 1 項第 3 号イからニまで ((システム関係書類等の備付け)) (同条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。) に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。

なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第 1 項第 4 号 ((電子計算機等の備付け等)) (同条第 2 項において準用する場合を含む。以下 4-12 及び 4-13 において同じ。) に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第 5 項第 6 号 ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等)) に規定する電磁的記録の保存をする場所 (以下 4-12 において「保存場所」という。) で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

- (1) 同条第 1 項第 3 号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類
- (2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した (システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類
- (3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類
- (4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理 (記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。) の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類

(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)

4-12 規則第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 項第 6 号 ((電子計算機等の備付け等)) に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第 6 条第 1 項又は第 2 項 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) に規定する「電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(注) 規則第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 項第 6 号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と法第 6 条第 1 項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができる場合は、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号，最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号，最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）</p>
	<p>行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。</p> <p>(2) 課税期間（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第九号（定義）に規定する課税期間をいう。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。</p> <p>八 当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報（<u>当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格 A 列四番以下であるときは、(1) に掲げる情報に限る。</u>）を保存すること。</p> <p>(1) 解像度及び階調に関する情報</p> <p>(2) 当該国税関係書類の大きさに関する情報</p> <p>二 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</p> <p>三 当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。</p> <p>四 当該国税関係書類の作成又は受領から当該国税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項掲げる事項（<u>当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であって、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。</u>）に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。</p> <p>イ 相互に関連する当該各事務（<u>当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあつては、その作成又は受領に関する事務を除き、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務を含むものに限る。</u>）について、それぞれ別の者が行う体制</p> <p>ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続</p> <p>ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制</p> <p>五 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項（当該国税関係帳簿が、法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</p> <p>六 当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が三十五センチメートル以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 整然とした形式であること。</p> <p>ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭であること。</p> <p>ハ 拡大又は縮小して出力することが可能であること。</p> <p>ニ 国税庁長官が定めるところにより日本工業規格 J 八三〇五に規定する四ポイントの大きさの文字を認識することができること。</p> <p>七 第一項第三号及び第五号の規定は、法第四条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、同号イ中「勘定科目」とあるのは、「その他の日付」と読み替えるものとする。</p> <p>六 法第四条第三項の承認を受けている保存義務者は、国税関係書類のうち国税庁長官が定める書類（※）に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号、第二号ハ（2）に係る部分に限る。）当及び第四号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-13 規則第 3 条第 1 項第 4 号 ((電子計算機等の備付け等)) 及び規則第 4 条第 1 項第 4 号 ((マイクロフィルムリーダプリンタの備付け等)) に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。(平成 27 年課総 9-8 により改正)

(検索機能の意義)

4-14 規則第 3 条第 1 項第 5 号 ((検索機能の確保)) (同条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。) に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(国税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目)

4-15 規則第 3 条第 1 項第 5 号イ ((検索機能の確保)) に規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含み、銀行口座別、取引の相手方別及び商品別等に区分して記録しているときは、当該区分を含むことに留意する。(平 17 年課総 4-5 により改正)

- (1) 仕訳帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額
- (2) 総勘定元帳 記載年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額
- (3) 現金出納帳、売上帳及び仕入帳などの補助記入帳 取引年月日、勘定科目及び取引金額
- (4) 売掛金元帳、買掛金元帳などの補助元帳 記録又は取引の年月日、勘定科目、相手方勘定科目及び取引金額
- (5) 固定資産台帳、有価証券台帳及び給与台帳など資産名や社員名で区分して記録している帳簿 資産名又は社員名
- (6) 酒税法施行令第 52 条第 1 項 ((記帳義務)) に規定する帳簿 受入年月日、受け入れた原料の区分、種別及び数量
- (7) 揮発油税法施行令第 17 条第 1 項 ((記帳義務)) に規定する帳簿 移入年月日、移入した原料の種類及び数量

(注) 一連番号等により規則第 3 条第 1 項第 2 号 ((帳簿間の関連性の確保)) の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿 (法第 4 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等)) 又は第 5 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) の承認を受けているものに限る。) の記録事項を検索することができる機能が必要となることに留意する。

(範囲を指定して条件を設定することの意義)

4-16 規則第 3 条第 1 項第 5 号ロ ((検索機能の確保)) (同条第 2 項及び第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。) に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間 (国税通則法第 2 条第 9 号 ((定義)) に規定する課税期間をいう。以下 6-1 において同じ。) ごとの国税関係帳簿書類に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)

4-17 規則第 3 条第 1 項第 5 号ハ ((検索機能の確保)) (同条第 5 項第 7 号において準用する場合を含む。) に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。(平 17 年課総 4-5、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(入力すべき記載事項の特例)

4-18 法第 4 条第 3 項 ((国税関係書類の電磁的記録による保存)) の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第 3 条第 5 項第 6 号 ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等)) に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(スキャナの意義)

4-19 規則第 3 条第 4 項に規定する「スキャナ」とは、書面の国税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいう。したがって、例えば、スマートフォンやデジタルカメラ等も、上記の入力装置に該当すれば、同項に規定する「スキャナ」に含まれることに留意する。(平成 28 年課総 10-15 により追加)

(速やかに行うことの意義)

4-20 規則第 3 条第 5 項第 1 号イ ((入力方法)) に規定する「速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後 1 週間以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。

また、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、1 週間以内に入力している場合には同様に取り扱う。(平 17 年課総 4-5 により追加)

(業務の処理に係る通常の期間の意義)

4-21 規則第 3 条第 5 項第 1 号ロ ((入力方法)) に規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、国税関係書類の作成又は受領からスキャナで読み取り可能となるまでの業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。

なお、月次処理については通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長 1 ヶ月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。(平 17 年課総 4-5 により追加)

(対面で授受が行われない場合における国税関係書類の受領をする者の取扱い)

4-22 規則第 3 条第 5 項の規定の適用に当たり、郵送等により送付された国税関係書類のうち、郵便受箱等に投函されることにより受領が行われるなど、対面で授受が行われない場合における国税関係書類の取扱いについては、読み取りを行う者のいずれを問わず、当該国税関係書類の受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合に該当するものとして差し支えないものとする。(平成 28 年課総 10-15 により追加)

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号，最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号，最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）</p>
	<p>の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ（2）中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、<u>同号口中「(当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに)」とあるのは「、又は当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におけるその作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに」、</u>同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。」</p> <p>《※》 施行規則第 3 条第 5 項四号二の「国税庁長官が定めるところにより」及び第 6 項の「国税庁長官が定める書類」とは、後掲の平成 17 年 1 月 31 日付国税庁告示第 3 号及び第 4 号に規定されている。</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

(特に速やかに行うことの意義)

4-23 規則第 3 条第 5 項第 2 号口括弧書に規定する「特に速やかに」の適用に当たり、国税関係書類の作成又は受領後 3 日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。(平成 28 年課総 10-15 により追加)

(国税関係書類の受領をする者がスキャナで読み取る場合のタイムスタンプの意義)

4-23 の 2 規則第 3 条第 5 項第 2 号口括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取り、当該国税関係書類に係る電磁的記録にタイムスタンプを付すまでを行うことにより、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていない場合をいう。

したがって、例えば、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取った後、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認した上でタイムスタンプを付すことにより、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられている場合は、規則第 3 条第 5 項第 2 号口括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」に含まれないことに留意する。

(注) 規則第 3 条第 5 項第 2 号口括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられているか否かに関わらず、受領者等がスキャナで読み取った場合をいうことに留意する。

(事務処理体制に応じたタイムスタンプの取扱い)

4-23 の 3 規則第 3 条第 5 項第 2 号口の規定の適用に当たり、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取った後、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認することにより相互にけんせいが機能する体制がとられている場合には、受領者等以外の者が同等確認した上でタイムスタンプを付すこととして差し支えないものとする。

(一の入力単位の意義)

4-24 規則第 3 条第 5 項第 2 号口((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の国税関係書類(レシート等)を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保)

4-25 規則第 3 条第 5 項第 2 号口((タイムスタンプ))に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)

4-26 規則第 3 条第 5 項第 2 号口(1)((タイムスタンプ))に規定する「その他の方法」とは、国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。(平成 27 年課総 9-8 により追加)

(認定業務)

4-27 規則第 3 条第 5 項第 2 号口((タイムスタンプ))に規定する一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務とは、当該財団法人が認定する時刻認証業務をいう。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(日本工業規格 A 列 4 番以下の大きさの書類の解像度の意義)

4-28 規則第 3 条第 5 項第 2 号口括弧書に規定する「当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格 A 列 4 番以下であるとき」における、規則第 3 条第 5 項第 2 号口(1)に規定する「解像度に関する情報」の保存については、当該国税関係書類の電磁的記録に係る画素数を保存すれば足りることに留意する。(平成 28 年課総 10-15 により追加)

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)

4-29 規則第 3 条第 5 項第 2 号二((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)

4-30 規則第 3 条第 5 項第 2 号二((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)

4-31 規則第 3 条第 5 項第 2 号二((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

電子帳簿保存法関係法令通達

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号，最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号，最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

(入力を行う者等の意義)

4-32 規則第 3 条第 5 項第 3 号 ((入力者等情報の確認)) に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。

また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要があることに留意する。

なお、規則第 8 条第 1 項第 1 号《タイムスタンプ及び入力者等の確認》に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に取り扱う。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(入力者等の情報の確認の意義)

4-33 規則第 3 条第 5 項第 3 号 ((入力者等の情報の確認)) に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。(平成 27 年課総 9-8 により追加)

(それぞれ別の者が行う体制の意義)

4-34 規則第 3 条第 5 項第 4 号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていることが必要であることをいうのであるから留意する。(平成 27 年課総 9-8 により追加)

(電磁的記録の記録事項の確認の意義)

4-34 の 2 規則第 3 条第 5 項第 4 号イ括弧書に規定する「当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務」とは、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を確認し、必要に応じて当該国税関係書類の原本確認を行うことをいうのであるから留意する。

(定期的な検査を行う体制の意義)

4-35 規則第 3 条第 5 項第 4 号ロに規定する「定期的な検査を行う体制」とは、定期的な検査が行われるまでの間は、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面を管理する体制がとられている必要があることに留意する。

なお、スキャナ保存を行った国税関係書類の書面については、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認等に際して原本確認が必要となった場合に、速やかに確認できるよう、定期的な検査が行われるまでの間、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて管理することに留意する。(平成 27 年課総 9-8 により追加、平成 28 年課総 10-15 により改正)

(帳簿書類間の関連性の確保の方法)

4-36 規則第 3 条第 5 項第 5 号 ((帳簿書類間の関連性の確保)) に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。

(関連する国税関係帳簿)

4-37 規則第 3 条第 5 項第 5 号 ((帳簿書類間の関連性の確保)) に規定する「関連する国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。(平成 27 年課総 9-8 により改正)

- (1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿(例: 売上の場合は売掛金元帳等)等
- (2) 領収書 経費帳、現金出納帳等
- (3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等
- (4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等
- (5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等
- (6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等

(4 ポイントの文字が認識できることの意義)

4-38 規則第 3 条第 5 項第 6 号二 ((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等)) の規定は、全ての国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格 X6933 又は国際標準化機構の規格 12653-3 に準拠したテストチャートを同項第 2 号の電子計算機処理システムで入力し、同項第 6 号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4 ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことに留意する。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目)

4-39 規則第 3 条第 5 項第 7 号 ((準用)) の規定により読み替えられた同条第 1 項第 5 号イ ((検索機能の確保)) に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。(平 17 年課総 4-5 により追加、平成 27 年課総 9-8 により改正)

- (1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称
- (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称
- (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号、最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日財務省令第 86 号）
<p>（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）</p> <p>第五条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。</p> <p>3 前条第一項又は第二項の承認を受けている保存義務者は、財務省令で定める場合において、当該承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。</p>	<p>（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）</p> <p>第四条 法第五条第一項の承認を受けている保存義務者は、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p> <p>一 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。</p> <p>イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p>ロ 次に掲げる事項が記載された書類</p> <p>（1）保存義務者（保存義務者が法人である場合には、当該法人の国税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該国税関係帳簿に係る電磁的記録（前条第一項第一号イ及びロに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印</p> <p>（2）当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印</p> <p>（3）当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日</p> <p>二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。</p> <p>三 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。</p> <p>四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格 B 七〇八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</p> <p>五 当該国税関係帳簿の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第一項第四号及び第五号に掲げる要件に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号に規定する機能に相当するものに限る。）を確保しておくこと。</p> <p>2 前条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び前項（各号に係る部分に限る。）の規定は、法第五条第二項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「国税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第五条第三項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第四条第一項又は第二項の承認を受けている国税関係帳簿</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

(4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称

(5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称

(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第 3 条第 5 項第 5 号 ((帳簿書類間の関連性の確保)) の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿 (法第 4 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等)) 又は第 5 条第 1 項 ((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) の承認を受けているものに限る。) の記録事項及び国税関係書類 (法第 4 条第 3 項の承認を受けているものに限る。) を検索することができる機能が必要となることに留意する。

法第 5 条 ((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係

(索引簿の備付けの特例)

5-1 規則第 4 条第 1 項第 2 号 ((索引簿の備付け)) の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱う。。

(平成 27 年課総 9-8 により改正)

(1) 日本工業規格 Z6007 に規定する計算機出力マイクロフィッシュ (以下 5-1 において「COM フィッシュ」という。) を使用している場合において、COM フィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明りょうに出力されており、かつ、COM フィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合

(2) 規則第 4 条第 1 項第 5 号 ((電磁的記録の並行保存等)) に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合 (当該機能が確保されている期間に限る。)

(注) 索引簿の備付方法については、4-11 の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。

(電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義)

5-2 規則第 4 条第 1 項第 5 号 ((電磁的記録の並行保存等)) に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能

(同号に規定する機能に相当するものに限る。)」とは、規則第 3 条第 1 項第 5 号 ((検索機能の確保)) に規定する検索機能に相当する検索機能をいうのであるから、当該検索により探し出された記録事項を含む電子計算機出力マイクロフィルムのコマの内容が自動的に出力されることを要することに留意する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年3月31日法律第25号、最終改正：平成19年3月30日法律第6号）	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号、最終改正：平成28年3月31日財務省令第26号）
<p>（電磁的記録による保存等の承認の申請等）</p> <p>第六条 保存義務者は、第四条第一項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに、当該国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）の概要その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。次項において同じ。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する国税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。</p> <p>2 保存義務者は、第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに、当該国税関係書類の種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、これを所轄税務署長等に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、同条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする国税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を所轄税務署長等に提出することができる。</p> <p>3 所轄税務署長等は、第一項又は前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある国税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。</p> <p>一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第八条第二項の規定による通知を受けた国税関係帳簿書類であって、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。</p> <p>二 その電磁的記録の備付け又は保存が、第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従って行われないと認められる相当の理由があること。</p> <p>4 所轄税務署長等は、第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。</p> <p>5 第一項又は第二項の申請書の提出があった場合において、次の各</p>	<p>書類の全部又は一部について、その保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。）のうち法第九条において準用する法第六条第一項又は第二項の申請書に記載することにより当該国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存をする期間としてあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合</p> <p>二 法第四条第一項又は第二項の承認を受けている国税関係帳簿書類の全部又は一部について、その保存期間の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第五条第三項の承認を受けている保存義務者の当該承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。</p> <p>（電磁的記録による保存等の承認の申請等）</p> <p>第五条 法第六条第一項又は第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）</p> <p>二 申請に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等</p> <p>三 法第六条第一項に規定する備付けを開始する日又は同条第二項に規定する代える日</p> <p>四 法第六条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、これらの規定に規定する設立の日</p> <p>五 申請に係る国税関係帳簿書類の全部又は一部が、法第七条第一項の規定による届出書を提出し、又は法第八条第二項の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日</p> <p>六 申請者が、第三条に規定する要件を満たすためにとらうとする措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>2 法第六条第一項又は第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第一号に掲げる書類を除く。）とする。</p> <p>一 申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>二 申請に係る国税関係帳簿書類に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</p> <p>三 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p> <p>3 法第六条第六項（法第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第六条第六項に規定する所轄外税務署長を経由して同条第一項又は第二項の申請書（法第七条第三項において準用する場合にあっては、同条第一項又は第二項の届出書）を所轄税務署長等（法第四条第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次条において同じ。）に提出しようとする保存義務者は、当該申請書に法第六条第六項に規定する便宜とする事情の詳細を記載しなければならない。</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

第 3 章 申請手続等

法第 6 条 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) 関係

(国税関係帳簿の備付けを開始する日の意義)

6-1 法第 6 条第 1 項 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) に規定する「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とは、当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日をいうのであるが、課税期間の定めのある国税に係る国税関係帳簿については、原則として課税期間の初日が当該国税関係帳簿を備え付けることとなる日となることに留意する。(平 17 年課総 4-5 により改正)

(注) 課税期間の定めのない国税に係る国税関係帳簿又は保存義務者が国税関係帳簿に係る国税の納税者でない場合の当該保存義務者が備え付ける国税関係帳簿の備付けを開始する日については、保存義務者が、電磁的記録の備付けをもって国税関係帳簿の備付けに代えようとする日としている場合には、これを認める。

(申請を却下することができる事実の有無の認定等)

6-2 法第 6 条第 1 項又は第 2 項 ((電磁的記録による保存等の承認の申請等)) に規定する申請書が提出された場合の同条第 3 項各号 ((申請の却下)) に掲げる事実の有無の認定は、承認を受けようとする個々の国税関係帳簿書類ごとに行うことに留意する。

なお、次に掲げる場合は、同項第 1 号に掲げる事実該当しないことに留意する。

(1) 法第 4 条各項 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) の承認を受けた国税関係帳簿書類について、法第 7 条第 1 項 ((取りやめの届出書の提出)) に規定する届出書が提出され、又は法第 8 条第 2 項 ((電磁的記録による保存等の承認の取消し)) に規定する通知を受けた日以後 1 年以内に法第 5 条各項 ((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) の承認に係る申請書が提出された場合

(2) 法第 5 条各項の承認を受けた国税関係帳簿書類について、法第 7 条第 1 項に規定する届出書が提出され、又は法第 8 条第 2 項に規定する通知を受けた日以後 1 年以内に法第 4 条各項の承認に係る申請書が提出された場合

(便宜提出ができる相当の理由の例示)

6-3 法第 6 条第 6 項 ((申請書の便宜提出)) に規定する便宜提出ができる「相当の理由」には、例えば、次に掲げる場合が、これに該当する。

(1) 金融機関の営業所等の長が、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿について承認を受けようとする場合において、各営業所等ごとに行うべき申請手続を、その本店又は一の営業所等の所在地で一括して行う場合

(2) 複数の製造場を有する酒類製造者が、酒類の製造に関する事実を記載した帳簿について承認を受けようとする場合において、各製造場ごとに行うべき申請手続を、本店又は一の製造場の所在地で一括して行う場合

(合併又は営業譲渡があった場合の取扱い)

6-4 合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者 (以下 6-4 において「被合併法人等」という。) が受けていた承認の効力は、合併法人又は営業譲渡を受けた者 (以下 6-4 において「合併法人等」という。) の国税関係帳簿書類には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が承認を受けていたことをもって、その承認を受けていた国税関係帳簿書類と同一名称等の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等ができることにはならないことに留意する。

(注) 被合併法人が承認を受けていた国税関係帳簿書類については、保存期間が満了するまで、被合併法人が承認を受けていた保存の方法により、保存することができることに留意する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号、最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号、最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）
<p>号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。</p> <p>一 当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日</p> <p>二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合（次号に掲げる場合を除く。）当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の前日</p> <p>三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から三月を経過する日</p> <p>6 保存義務者は、第四条各項のいずれかの承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき、所轄税務署長等のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。</p> <p>（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）</p> <p>第七条 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下この条及び次条第一項において「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、第四条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、財務省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その提出があった日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。</p> <p>2 第四条各項のいずれかの承認を受けている保存義務者は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（国税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。</p> <p>3 前条第六項の規定は、前二項の届出書の提出について準用する。</p>	<p>号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。</p> <p>一 当該申請書が国税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該国税関係帳簿の備付けを開始する日の前日</p> <p>二 当該申請書が国税関係書類に係るものである場合（次号に掲げる場合を除く。）当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代える日の前日</p> <p>三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から三月を経過する日</p> <p>6 保存義務者は、第四条各項のいずれかの承認を受けようとする国税関係帳簿書類につき、所轄税務署長等のほかに第一項又は第二項の申請書の提出に当たり便宜とする税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）がある場合において、当該所轄外税務署長がその便宜とする事情について相当の理由があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該所轄外税務署長を経由して、当該申請書を当該所轄税務署長等に提出することができる。この場合において、当該申請書が所轄外税務署長に受理されたときは、当該申請書は、その受理された日に所轄税務署長等に提出されたものとみなす。</p> <p>（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）</p> <p>第六条 法第七条第一項に規定する保存義務者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部について、法第四条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七条第一項の届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。</p> <p>一 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者）<u>若しくは主たる事務所の所在地</u>、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 届出に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等</p> <p>三 届出に係る国税関係帳簿書類について法第四条各項のいずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があったものとみなされた年月日</p> <p>四 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする国税関係帳簿又は電磁的記録による保存をやめようとする国税関係書類の種類及びそのやめようとする理由</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p> <p>2 法第七条第二項に規定する保存義務者は、同項に規定する申請書に記載した事項（国税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を所轄税務署長等に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。</p> <p>一 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者）<u>若しくは主たる事務所の所在地</u>、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>二 届出に係る国税関係帳簿書類の保存場所及び納税地等</p> <p>三 届出に係る国税関係帳簿書類について法第四条 各項のいずれかの承認を受けた年月日又は当該承認があったものとみなされた年月日</p> <p>四 変更をしようとする事項及び当該変更の内容</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

法第 7 条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）関係**（取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い）**

7-1 保存義務者が法第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の承認を受けている国税関係帳簿書類について、法第 7 条第 1 項（取りやめの届出書の提出）に規定する届出書（以下 7-1 及び 7-2 において「取りやめの届出書」という。）を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。

また、法第 4 条第 3 項の承認を受けている国税関係書類について、取りやめの届出書を提出した場合には、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を、破棄している場合には、その届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。（平 17 年課総 4-5 により改正）

（注） 法第 8 条第 1 項（電磁的記録による保存等の承認の取消し）の規定により、法第 4 条第 1 項及び第 2 項の承認が取り消された場合については、取りやめの届出書を提出したときと同様に書面に出力するのであるが、同条第 3 項の承認が取り消された場合の、その後の保存の形態についてはこの限りでない。

（法第 5 条第 3 項による保存を取りやめる場合の手続）

7-2 法第 5 条第 3 項（電磁的記録による保存から電子計算機出力マイクロフィルムによる保存への移行）の承認を受けている国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した場合でも、法第 4 条第 1 項又は第 2 項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間（この法律による承認を受けている期間に限る。）のすべての期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第 8 条第 1 項第 1 号（電磁的記録による保存等の承認の取消し）の取消事由に該当することに留意する。（平成 27 年課総 9-8 により改正）

（注） 1 この場合において、電磁的記録による保存等についても取りやめようとする場合には、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の承認に係る取りやめの届出書を併せて提出することとなることに留意する。

2 法第 5 条第 3 項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする国税関係帳簿書類が二以上ある場合において、保存すべき期間のすべての期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の国税関係帳簿書類ごとに判定することに留意する。

（届出書の便宜提出）

7-3 法第 7 条第 1 項又は第 2 項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）に規定する届出書を提出する場合における同条第 3 項（届出書の便宜提出）の規定の適用については、法第 6 条第 1 項又は第 2 項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）に規定する申請書の提出に当たり同条第 6 項（申請書の便宜提出）の規定を適用していたかどうかにかかわらずに留意する。

（システム変更を行った場合の取扱い）

7-4 保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された国税関係帳簿書類に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第 4 条第 1 項第 5 号（電磁的記録の並行保存等）の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下 7-4 において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第 3 条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）又は第 4 条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録（法第 4 条第 1 項又は第 2 項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の承認を受けた国税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

また、法第 4 条第 3 項の承認を受けた電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存をすべき期間分の電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認める。（平 17 年課総 4-5 により改正）

（注） 後段の取扱いによって法第 7 条第 2 項（変更の届出書の提出）に規定する届出書を提出する場合には、当該届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) システム変更の内容
- (2) 当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情
- (3) 書面により保存等を行うこととなる国税関係帳簿書類の種類及び保存期間

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号、最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号、最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）</p>
<p>（電磁的記録による保存等の承認の取消し）</p> <p>第八条 所轄税務署長等は、電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。 二 その電磁的記録の備付け又は保存が第四条各項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。 <p>2 所轄税務署長等は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知する。</p> <p>（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）</p> <p>第九条 前三条の規定は、第五条各項の承認について準用する。この場合において、第六条第一項中「第四条第一項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第一項の承認を受けようとする場合にあっては」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第四条第一項の承認を受けている国税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「第四条第二項又は第三項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日までに」とあるのは「三月前の日までに、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第四条第二項の承認を受けている国税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（当該国税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに」と、「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」とあるのは「種類、」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」と、同条第三項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、同条第五項中「前日」とあるのは「前日（当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日の前日）」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、同条第七項第一項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「及び保存」とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、同条第二項中「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、前条第一項中「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第四条各項」とあるのは「第五条各項」と読み替えるものとする。</p> <p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）</p> <p>第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。</p>	<p>（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）</p> <p>第七条 前二条の規定は、法第九条において準用する法第六条 から第八条 までの規定を適用する場合について準用する。</p>

法第 8 条 ((電磁的記録による保存等の承認の取消し)) 関係

(スキャナ保存における承認の取消事由)

8-1 法第 4 条第 3 項 ((国税関係書類の電磁的記録による保存)) の承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をする場合において、当該承認を受けた国税関係書類について、一部でも電磁的記録の保存が行われていないとき又は財務省令で定める要件に従っていないときは、たとえ当該電磁的記録の基となった書類を保存しているとしても、法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号 ((電磁的記録による保存等の承認の取消し)) に該当することとなることに留意する。

なお、法第 4 条第 3 項の承認を受けている場合における法第 8 条第 1 項第 1 号の適用に当たっては、保存義務者が選択した入力期限後 (入力期限がない場合には入力の後) において、電磁的記録の保存がない場合に適用されることに留意する。(平 17 年課総 4-5 により追加)

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号，最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号，最終改正：平成 28 年 3 月 31 日財務省令第 26 号）</p>
<p>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）</p> <p>第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。</p> <p>（他の国税に関する法律の規定の適用）</p> <p>第十一条 第四条各項又は第五条各項のいずれかの承認を受けている国税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該国税関係帳簿書類とみなす。</p> <p>2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する他の国税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを国税関係書類以外の書類とみなす。</p> <p>3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>一 所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六條（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>二 所得税法第五百十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第六十六條において準用する場合を含む。）及び法人税法第二百三十三条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第四百六十六條第一項（青色申告）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第五百十条第一項第一号及び法人税法第二百三十三条第一号中「帳簿書類」とあるのは、「帳簿書類）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>三 法人税法第四条の三第二項第三号ロ（連結納税の承認の申請）の規定の適用については、同号ロ中「次条第一項」とあるのは、「次条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）</p>	<p>（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）</p> <p>第八条 法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第一項第四号並びに同条第五項第七号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。</p> <p>一 当該取引情報の受領後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。</p> <p>二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。</p> <p>2 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明瞭な状態で出力しなければならない。</p> <p>3 法第十条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号（同号ロに係る部分に限る。）から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。</p>

電子帳簿保存法取扱通達

(平成 17.2.28 課総 4-5 ほか 一部改正後)

第 4 章 電子取引

法第 10 条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) 関係

(電磁的記録等により保存すべき取引情報)

10-1 法第 10 条 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)) の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。(平成 27 年課総 9-8 により改正)

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレーターによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。
 - (2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。
 - (3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。
 - (4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。
- (注) いわゆる EDI 取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

(訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程)

10-2 規則第 8 条第 1 項第 2 号 ((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止)) に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。(平 17 年課総 4-5 により追加)

- (1) 自らの規程のみによって防止する場合
 - ① データの訂正削除を原則禁止
 - ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合(例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等)の事務処理手続(訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存)
 - ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化
- (2) 取引相手との契約によって防止する場合
 - ① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
 - ② 事前に上記契約を行うこと。
 - ③ 電子取引の種類を問わないこと。

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年3月31日法律第25号，最終改正：平成19年3月30日法律第6号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号，最終改正：平成27年3月31日財務省令第86号）</p>
<p>第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする。</p> <p>四 法人税法第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六号第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条の五第一項第一号及び第百二十七条第一項第一号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条各項（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）のいずれか」とする</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一年を経過する日までの間における第六条第一項、第二項及び第五項第三号（これらの規定を第九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第一項及び第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。</p> <p>3 第十条の規定は、施行日以後に行う取引情報の授受について適用する。</p> <p>附 則〔平成十一年一月二日法律第一六〇号〕抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則〔平成十二年五月三十一日法律第九七号〕抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕</p> <p>第二条 （処分等の効力）</p> <p>第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。</p> <p>（罰則の適用に関する経過措置）</p> <p>第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（検討）</p> <p>第六十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新資産流動化法、新投信法及び第八条の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新宅地建物取引業法」という。）の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則〔平成十四年七月三日法律第七九号〕抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。〔後略〕</p>	<p>附 則 この省令は、平成十年七月一日から施行する。</p> <p>附 則〔平成十二年七月二日大蔵省令第六五号〕 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。</p> <p>附 則〔平成十二年八月二日大蔵省令第六九号〕抄</p> <p>1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕</p> <p>附 則〔平成十五年九月三〇日財務省令第九一号〕 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。</p>

国税庁告示

◆電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第四号二に規定する国税庁長官が定めるところを定める件

平成十七年一月三十一日号外国税庁告示第三号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第六号二の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定めるところを次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第五項第六号二に規定する国税庁長官が定めるところは、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）×六九三三又は国際標準化機構の規格一六五三三に準拠したテストチャートを規則第三条第五項の保存義務者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本工業規格×六九三三における四の相対サイズの文字及びISO図形言語又は国際標準化機構の規格一六五三三における四ポイントの文字及びISO NO. 1試験図票の一四〇図票を認識することができることとする。

◆電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件

平成十七年一月三十一日号外国税庁告示第四号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第二号に規定する国税関係書類のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。

- 一 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第三項に規定する現金預金取引等関係書類のうち、帳簿に同規則第五十八条第一項に規定する取引に関する事項を個別に記載することに代えて日日の合計金額の一括記載をした場合における当該一括記載に係る取引に関する事項を確認するための書類
- 二 同規則第二百二条第三項に規定する書類
- 三 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の十第四項に規定する帳簿代用書類
- 四 同規則第五十九条第四項（同規則第五十九条の四及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿代用書類
- 五 次に掲げる書類（前各号に掲げる書類を除く。）
 - イ 契約書、契約の申込書（当該契約に係る定型的な約款があらかじめ定められている場合における当該契約の申込書（口に掲げる書類に該当するものを除く。）を除く。）その他これらに準ずる書類
 - ロ 預貯金（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第10号に規定する預貯金をいう。以下同じ。）の預入又は引出しに際して作成された書類、預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類、為替取引に際して作成された書類（契約の申込書であって対価の支払を口座振替の方法によるものとする契約の申込みに際して作成されたものを除く。）その他これらに準ずる書類
 - ハ 領収書その他現金の收受又は払出しその他の支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第7号に規定する支払手段をいう。以下同じ。）の授受に際して作成された書類
 - ニ 請求書その他これに準ずる書類（支払手段による対価の支払を求めることを内容とするものに限る。）
 - ホ 支払のために提示された手形又は小切手
 - ヘ 納品書その他棚卸資産の引渡しに際して作成された書類（棚卸資産の引渡しを受けた者が作成したものを除く。）
 - ト 自己の作成したイからニまでに掲げる書類の写し

◆電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

平成二十四年三月二十八日号外国税庁告示第十号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

第一号中「同規則」を「同令」に改め、第二号中「同規則」を「所得税法施行規則」に改め、第三号中「第八条の三の十第四項」の下に「（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、第四号中「同規則第五十九条第四項（同規則第五十九条の四）」を「法人税法施行規則第五十九条第四項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条）」に改める。

◆電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

平成二十五年十二月二十五日号外国税庁告示第二十二号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）第3条第6項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成17年1月国税庁告示第4号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から適用する。

第一号中「日日」を「日々」に改め、第二号を次のように改める。

二 所得税法施行規則第二百二条第三項第二号に掲げる書類のうち、帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの

◆電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第5項第4号二に規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件

平成二十七年七月三日号外国税庁告示第十一号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号二に規定する国税庁長官が定めるところを定める件（平成十七年一月国税庁告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月三十日から適用する。

「第三条第五項第四号二」を「第三条第五項第六号二」に改め、「」×六九三三の下に「又は国際標準化機構の規格一六五三三」を、「ISO図形言語」の下に「又は国際標準化機構の規格一六五三三における四ポイントの文字及び一四〇図票」を加える。

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年3月31日法律第25号、最終改正：平成19年3月30日法律第6号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号、最終改正：平成27年3月31日財務省令第86号）</p>
<p>附 則〔平成一四年一二月一三日法律第一五二号〕抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日〔平成一五年二月三日〕から施行する。〔後略〕</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則〔平成一六年三月三一日法律第一四号〕抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 次に掲げる規定 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の施行の日〔平成一六年一二月三〇日〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 〔前略〕附則第六十条の規定</p> <p>ハ～ト 〔略〕</p> <p>六～十 〔略〕</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則〔平成一六年一二月一一日法律第一五〇号〕抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第二項及び第五項第三号の規定（同法第四条第三項の承認に係る部分に限る。）の適用については、同法第六条第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、同法ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同法第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔平成一七年三月三一日法律第二一号抄〕 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。〔後略〕</p> <p>（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第六十条 第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報（同法第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日以前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則〔平成一七年一月三一日財務省令第一号〕</p> <p>1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子取引の取引情報（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。）について適用し、同日以前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔平成二一年三月三一日財務省令第二二号〕</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する</p> <p>附 則〔平成二六年七月九日財務省令第六一号〕</p> <p>1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項第一号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、施行日以前に提出した申請書については、なお従前の例による。</p> <p>3 新規則第六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、施行日以前に提出した届出書については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔平成二七年三月三一日財務省令第三六号〕</p> <p>1 この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、第八条第一項第一号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第三項、第五項及び第六項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）に係る国税関係書類（同法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日以前に提出した申請書に係る国税関係書類については、なお従前の例による。</p> <p>3 新規則第八条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行う電子取引の取引情報（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。）について適用し、同日以前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成二十八年三月三十一日財務省令第二十六号） （施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成二十八年九月三十日から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。</p>

国税庁告示

◆電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件

平成二十八年三月三十日号外国税庁告示第四号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年一月国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の第五号トに掲げる書類及び同号チに掲げる書類のうち、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十八条の三第一号に規定する内部取引に係るものについては、平成二十九年一月一日から適用する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第二号に規定する国税関係書類のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。

- 一 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第三項に規定する現金預金取引等関係書類のうち、帳簿に同規則第五十八条第一項に規定する取引に関する事項を個別に記載することに代えて日日の合計金額の一括記載をした場合における当該一括記載に係る取引に関する事項を確認するための書類
- 二 同規則第一百零二条第三項に規定する書類
- 三 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の十第四項に規定する帳簿代用書類
- 四 同規則第五十九条第四項（同規則第五十九条の四及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する帳簿代用書類
- 五 次に掲げる書類（前各号に掲げる書類を除く。）
 - イ 契約書、契約の申込書（当該契約に係る定型的な約款があらかじめ定められている場合における当該契約の申込書（口に掲げる書類に該当するものを除く。）を除く。）その他これらに準ずる書類
 - ロ 預貯金（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第10号に規定する預貯金をいう。以下同じ。）の預入又は引出しに際して作成された書類、預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類、為替取引に際して作成された書類（契約の申込書であって対価の支払を口座振替の方法によるものとする契約の申込みに際して作成されたものを除く。）その他これらに準ずる書類
 - ハ 領収書その他現金の收受又は払出しその他の支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第7号に規定する支払手段をいう。以下同じ。）の授受に際して作成された書類
 - ニ 請求書その他これに準ずる書類（支払手段による対価の支払を求めることを内容とするものに限る。）
 - ホ 支払のために提示された手形又は小切手
 - ヘ 納品書その他棚卸資産の引渡しに際して作成された書類（棚卸資産の引渡しを受けた者が作成したものを除く。）
- ト 所得税法施行規則第六十八条の三第一号又は法人税法施行規則第六十二条の三第一号に規定する内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載したイからハまでに掲げる書類に相当する書類
- チ 自己の作成したイからニまでに掲げる書類の写し及びトに掲げる書類のうちイからニまでに掲げる書類に相当する書類の写し

<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号，最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号）</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日大蔵省令第 43 号，最終改正：平成 27 年 3 月 31 日財務省令第 86 号）</p>
<p>附 則〔平成一九年三月三〇日法律第六号抄〕 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日〔平成一九年九月三〇日〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 〔前略〕 附則第三十四条、第四十八条、第三百三十五条、第三百三十六条及び第四百一条の規定〔後略〕</p> <p>ハ～ル 〔略〕</p> <p>八～十七 〔略〕</p> <p>（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三百三十六条 附則第三十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特定信託についての前条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第百五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>（経過措置）</p> <p><u>2 改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定は、この省令の施行の日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）に係る国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る国税関係書類については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 新規則第五条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する法第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 新規則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する法第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。</u></p>

参考法令 法人税法（連結納税）	参考法令 法人税法施行規則
<p>（連結法人の帳簿書類の保存）</p> <p>第四条の四 連結法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引等を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。</p> <p>2 国税庁長官、連結親法人の納税地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄国税局長若しくは所轄税務署長は、必要があると認めるときは、連結法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。</p> <p>（連結納税の承認の取消し等）</p> <p>第四条の五 連結法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、国税庁長官は、当該連結法人に係る第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消すことができる。この場合において、その承認が取り消されたときは、その承認は、その取り消された日以後の期間について、その効力を失うものとする。</p> <p>一 連結事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。</p> <p>二 連結事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長の指示に従わなかったこと。</p> <p>三 連結事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真实性を疑うに足りる相当の理由があること。</p> <p>四 第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと</p> <p>2 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、連結法人（第一号、第三号、第六号及び第七号にあつてはこれらの規定に規定する連結親法人及びすべての連結子法人とし、第二号にあつては同号に規定する連結親法人とし、第四号及び第五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とする。）は、当該各号に定める日において第四条の二の承認を取り消されたものとみなす。この場合において、その承認は、そのみなされた日以後の期間について、その効力を失うものとする。</p> <p>一 連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたこと その生じた日</p> <p>二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこと そのなくなつた日</p> <p>三 連結親法人の解散 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）</p> <p>四 連結子法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）又はその残余財産の確定の日の翌日</p> <p>五 連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号、前二号、次号又は第七号に掲げる事実に基づくものを除く。） その有しなくなつた日</p> <p>六 連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日</p> <p>七 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日</p> <p>3 連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて第四条の二の規定の適用を受けることをやめることができる。</p> <p>4 連結法人は、前項の承認を受けようとするときは、連結法人のすべての連名で、その理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。</p> <p>5 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、第四条の二の規定の適用を受けることをやめることにつきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。</p> <p>6 連結法人が第三項の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日後の期間について、第四条の二の承認は、その効力を失うものとする。</p> <p>7 第一項の取消しの手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（連結法人の決算）</p> <p>第八条の三の四 連結法人は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従ひ、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。</p> <p>（連結法人の取引に関する帳簿及び記載事項）</p> <p>第八条の三の五 連結法人は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）の規定に準じて取引に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>（連結法人の仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法）</p> <p>第八条の三の六 連結法人は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。</p> <p>2 連結法人は、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。</p> <p>（連結法人の棚卸表の作成）</p> <p>第八条の三の七 連結法人は、各連結事業年度終了の日において、商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものその他これらの資産に準ずる資産の棚卸しその他決算のために必要な事項の整理を行い、その実績を明瞭に記録しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する棚卸しについては、棚卸表を作成し、棚卸資産の種類、品質及び型の異なるごとに数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、棚卸資産に付すべき単価は、令第二十八条（棚卸資産の評価の方法）に規定する評価の方法又は法第八十一条の三第一項（個別損金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額（以下この項において「個別損金額」という。）を計算する場合の令第二十八条の二（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定により税務署長の承認を受けた評価の方法のうち、その選定した評価の方法（個別損金額を計算する場合の令第三十条（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定により評価の方法の変更につき税務署長の承認を受けた場合にはその承認を受けた方法とし、個別損金額を計算する場合の令第三十一条第一項（棚卸資産の法定評価方法）の規定の適用を受ける場合にはそのよるべきものとして定められた方法とする。）により計算した価額を記載するものとする。</p> <p>（連結法人の貸借対照表及び損益計算書）</p> <p>第八条の三の八 連結法人は、各連結事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、第五十七条（貸借対照表及び損益計算書）の規定に準じて貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>（連結法人の帳簿書類の記載事項等の省略）</p> <p>第八条の三の九 連結親法人は、連結法人がその業種、業態及び規模等により第八条の三の五から第八条の三の七まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難しいときは、納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。</p> <p>（連結法人の帳簿書類の整理保存）</p> <p>第八条の三の十 連結法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地（連結子法人にあつてはその本店又は主たる事務所の所在地とし、第三号に掲げる書類にあつては当該納税地若しくは当該本店若しくは主たる事務所の所在地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地とする。）に保存しなければならない。</p> <p>一 第八条の三の五（連結法人の取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿並びに当該連結法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿</p> <p>二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類</p> <p>三 取引に関して、相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し</p> <p>2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する連結事業年度終了の日の翌日から二月（法第八十一条の二十四（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には、二月にその延長に係る月数の期間を加えた期間。以下この項において同じ。）を経過した日を行い、書類についてはその作成又は受領の日の属する連結事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日を行う。</p> <p>3 第一項各号に掲げる帳簿書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについての当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。</p>

参考法令 法人税法施行規則			参考法令 法人税法施行規則																							
一 第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの	前項に規定する起算日以後三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間	財務大臣の定める方法	4 外国法人に対する前三項の規定の適用については、第一項第二号中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「国内において行う事業又は国内にある資産に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外の双方にわたって事業を行う外国法人にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）」と、「書類」とあるのは「書類で国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼすもの」と、第二項中「普通法人等」とあるのは「外国法人」と、「書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地）に保存しなければならない。この場合において、前条第一項に規定する帳簿又は前項第二号に掲げる書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該帳簿又は当該書類の写しを納税地に保存していることをもつて当該帳簿又は当該書類を納税地に保存しているものとみなす」とする。																							
二 第一項各号に掲げる帳簿書類	前項に規定する起算日から五年を経過した日以後の期間	財務大臣の定める方法																								
4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、第八条の三の五の規定により記載すべき事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。			参考法令 法人税法施行規則 別表																							
参考法令 法人税法（白色申告）			別表二十二 普通法人等の帳簿の記録方法																							
<p>（帳簿書類の備付け等）</p> <p>第五十条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているもの及び連結法人を除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。</p> <p>2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、普通法人等の法人税に関する調査に際しては、前項の帳簿を検査するものとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記録方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（一） 現金の出納に関する事項</td> <td>取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高を記載する。ただし、少額な取引については、その科目ごとに、日々の合計金額を一括記載することができる。</td> </tr> <tr> <td>（二） 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項</td> <td>預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（三） 手形（融通手形を除く。）に上の債権債務に関する事項</td> <td>受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（四） 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</td> <td>売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</td> </tr> <tr> <td>（五） 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項</td> <td>仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</td> </tr> <tr> <td>（六） （二）から（五）までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項</td> <td>貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（七） 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項</td> <td>取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（八） 繰上償却資産に関する事項</td> <td>取引の年月日、事由、相手方、種類（その種類につき耐用年数省令別表（第十九条第二項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十二号）による改正前の耐用年数省令別表）において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、構造若しくは用途又は細目を含む。）、数量及び金額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（九） 繰延資産に関する事項</td> <td>取引の年月日、事由及び金額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（十） （一）から（四）まで及び（六）から（九）までに掲げるもの以外の資産（商品、製品、消耗品その他棚卸しにより整理するものを除く。）に関する事項</td> <td>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	記録方法	（一） 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高を記載する。ただし、少額な取引については、その科目ごとに、日々の合計金額を一括記載することができる。	（二） 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。	（三） 手形（融通手形を除く。）に上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。	（四） 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。	（五） 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。	（六） （二）から（五）までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。	（七） 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額を記載する。	（八） 繰上償却資産に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、種類（その種類につき耐用年数省令別表（第十九条第二項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十二号）による改正前の耐用年数省令別表）において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、構造若しくは用途又は細目を含む。）、数量及び金額を記載する。	（九） 繰延資産に関する事項	取引の年月日、事由及び金額を記載する。	（十） （一）から（四）まで及び（六）から（九）までに掲げるもの以外の資産（商品、製品、消耗品その他棚卸しにより整理するものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額を記載する。
区分	記録方法																									
（一） 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高を記載する。ただし、少額な取引については、その科目ごとに、日々の合計金額を一括記載することができる。																									
（二） 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。																									
（三） 手形（融通手形を除く。）に上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。																									
（四） 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。																									
（五） 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。																									
（六） （二）から（五）までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。																									
（七） 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額を記載する。																									
（八） 繰上償却資産に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、種類（その種類につき耐用年数省令別表（第十九条第二項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十二号）による改正前の耐用年数省令別表）において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、構造若しくは用途又は細目を含む。）、数量及び金額を記載する。																									
（九） 繰延資産に関する事項	取引の年月日、事由及び金額を記載する。																									
（十） （一）から（四）まで及び（六）から（九）までに掲げるもの以外の資産（商品、製品、消耗品その他棚卸しにより整理するものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額を記載する。																									
参考法令 法人税法施行規則																										
<p>（取引に関する帳簿及びその記載事項等）</p> <p>第六十六条 法第五十条の二第一項（帳簿書類の備付け等）に規定する普通法人等（次条第二項において「普通法人等」という。）は、現金出納帳その他必要な帳簿を備え、その取引（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、その行う収益事業に係る取引とし、外国法人にあつては法第四十二条（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する国内源泉所得に係る所得（人格のない社団等にあつては、国内において行う収益事業から生ずるものに限る。）に影響を及ぼす取引とする。）に関する事項を整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。</p> <p>2 法第五十条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、別表二十二の区分の欄に掲げる事項の区分に応じ同表の記録方法の欄に定める方法とする。</p> <p>（帳簿書類の整理保存等）</p> <p>第六十七条 法第五十条の二第一項（帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 前条第一項に規定する取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し</p> <p>二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類</p> <p>2 普通法人等は、前条第一項に規定する帳簿及び前項各号に掲げる書類を整理し、第五十九条第二項（帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から七年間、これを納税地（前項第一号に掲げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地）に保存しなければならない。</p> <p>3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十に定める記載事項」とあるのは「別表二十二の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。</p>																										

<p>参考法令 法人税法施行規則 別表</p>	<p>参考法令 法人税法（青色申告）</p>										
<p>別表二十二 普通法人等の帳簿の記録方法</p> <table border="1" data-bbox="103 212 790 1243"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記録方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(十一) 売上げ (加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)に関する事項</td> <td>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 小売その他これに類するものを行う法人の現金売上げについては、日々の現金売上げの総額のみを記載する。 (3) 二以上の事業所を有する法人の売上げで日々の売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(十二) (十一)に掲げるもの以外の収入に関する事項</td> <td>受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、少額な雑収入等については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。</td> </tr> <tr> <td>(十三) 仕入れに関する事項</td> <td>取引の年月日、仕入れ先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 少額な現金仕入れについては、日々の合計金額のみを一括記載する。 (3) 二以上の事業所を有する法人の仕入れで日々の仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載する。</td> </tr> <tr> <td>(十四) (十三)に掲げるもの以外の経費に関する事項</td> <td>賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額を記載する。ただし、少額の経費については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	記録方法	(十一) 売上げ (加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 小売その他これに類するものを行う法人の現金売上げについては、日々の現金売上げの総額のみを記載する。 (3) 二以上の事業所を有する法人の売上げで日々の売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載する。	(十二) (十一)に掲げるもの以外の収入に関する事項	受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、少額な雑収入等については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。	(十三) 仕入れに関する事項	取引の年月日、仕入れ先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 少額な現金仕入れについては、日々の合計金額のみを一括記載する。 (3) 二以上の事業所を有する法人の仕入れで日々の仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載する。	(十四) (十三)に掲げるもの以外の経費に関する事項	賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額を記載する。ただし、少額の経費については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。	<p>五 第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消されたこと その取り消された日の前日（当該前日が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日である場合には、その取り消された日）の属する事業年度</p> <p>2 税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない。</p>
区分	記録方法										
(十一) 売上げ (加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 小売その他これに類するものを行う法人の現金売上げについては、日々の現金売上げの総額のみを記載する。 (3) 二以上の事業所を有する法人の売上げで日々の売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載する。										
(十二) (十一)に掲げるもの以外の収入に関する事項	受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、少額な雑収入等については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。										
(十三) 仕入れに関する事項	取引の年月日、仕入れ先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。 (1) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。 (2) 少額な現金仕入れについては、日々の合計金額のみを一括記載する。 (3) 二以上の事業所を有する法人の仕入れで日々の仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載する。										
(十四) (十三)に掲げるもの以外の経費に関する事項	賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額を記載する。ただし、少額の経費については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。										
<p>参考法令 法人税法（青色申告）</p>	<p>参考法令 法人税法施行規則</p>										
<p>(青色申告法人の帳簿書類)</p> <p>第二百二十六条 第二百一十一條第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。</p> <p>2 納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第二百一十一條第一項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。</p> <p>(青色申告の承認の取消し)</p> <p>第二百二十七条 第二百一十一條第一項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。</p> <p>一 その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと 当該事業年度</p> <p>二 その事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと 当該事業年度</p> <p>三 その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由があること 当該事業年度</p> <p>四 第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと 当該申告書に係る事業年度</p>	<p>(青色申告法人の決算)</p> <p>第五十三条 法第二百一十一條第一項（青色申告）の承認を受けている法人（以下この章において「青色申告法人」という。）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない。</p> <p>(取引に関する帳簿及び記載事項)</p> <p>第五十四条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、別表二十に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>(仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法)</p> <p>第五十五条 青色申告法人は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。</p> <p>2 青色申告法人は、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。</p> <p>(たな卸表の作成)</p> <p>第五十六条 青色申告法人は、各事業年度終了の日において、商品又は製品（副産物及び作業くすを含む。）、半製品、仕掛品（半成品を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものその他これらの資産に準ずる資産のたな卸その他決算のために必要な事項の整理を行ない、その実績を明りように記録しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸資産の種類、品質及び型の異なるごとに数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、たな卸資産に付すべき単価は、令第二十八条（たな卸資産の評価の方法）に規定する評価の方法又は令第二十八条の二（たな卸資産の特別な評価の方法）の規定により税務署長の承認を受けた評価の方法のうち当該内国法人が選定した評価の方法（令第三十条（たな卸資産の評価の方法の変更手続）の規定により評価の方法の変更につき税務署長の承認を受けた場合にはその承認を受けた方法とし、令第三十一条第一項（たな卸資産の法定評価の方法）の規定の適用を受ける法人については、そのよるべきものとして定められた方法とする。）により計算した価額を記載するものとする。</p> <p>(貸借対照表及び損益計算書)</p> <p>第五十七条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十一に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>(帳簿書類の記載事項等の省略)</p> <p>第五十八条 青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第五十四条から第五十六条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定により難いときは、所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。</p> <p>(帳簿書類の整理保存)</p> <p>第五十九条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地（第三号に掲げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地）に保存しなければならない。</p> <p>一 第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿並びに当該青色申告法人（次項に規定するものを除く。）の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿</p> <p>二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類</p> <p>三 取引に関して、相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し</p>										

参考法令 法人税法施行規則	参考法令 法人税法施行規則						
<p>2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月（法第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には二月にその延長に係る月数の期間を加えた期間とし、清算中の内国法人について残余財産が確定した場合には一月とする。以下この項において同じ。）を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日をいう。</p> <p>3 第一項各号に掲げる帳簿書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについての当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。</p> <table border="1" data-bbox="113 465 778 672"> <tr> <td data-bbox="113 465 347 591">一 第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの</td> <td data-bbox="347 465 614 591">前項に規定する起算日以後三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間</td> <td data-bbox="614 465 778 591">財務大臣の定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 591 347 672">二 第一項各号に掲げる帳簿書類</td> <td data-bbox="347 591 614 672">前項に規定する起算日から五年を経過した日以後の期間</td> <td data-bbox="614 591 778 672">財務大臣の定める方法</td> </tr> </table> <p>4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、別表二十に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。</p> <p>5 国税庁長官は、第三項の表の第一号の規定により書類を定めるときは、これを告示する。</p> <p>6 財務大臣は、第三項の表の各号の規定により方法を定めるときは、これを告示する。</p>	一 第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの	前項に規定する起算日以後三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間	財務大臣の定める方法	二 第一項各号に掲げる帳簿書類	前項に規定する起算日から五年を経過した日以後の期間	財務大臣の定める方法	
一 第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの	前項に規定する起算日以後三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間	財務大臣の定める方法					
二 第一項各号に掲げる帳簿書類	前項に規定する起算日から五年を経過した日以後の期間	財務大臣の定める方法					

別表二十 青色申告書の提出の承認を受けようとする法人の帳簿の記載事項（第五四条・第五九条）

区分	記載事項	備考
(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高	
(二) 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	
(三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(四) 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額	
(五) 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額	
(六) (二) から (五) までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(七) 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額	
(八) 減価償却資産に関する事項	減価償却資産については、第十四条各号（償却の方法の選定の単位）に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に掲げる種類の区分（その種類につき耐用年数省令別表（第十九条第二項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十二号）による改正前の耐用年数省令別表）において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分とし、二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定している場合にあっては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分とする。）ごとに、かつ、耐用年数省令に定める耐用年数の異なるものについてはその異なるごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	
(九) 繰延資産に関する事項	その種類ごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額	
(十) (一) から (四) まで及び (六) から (九) までに掲げるもの以外の資産（商品、製品、消耗品、その他棚卸しにより整理するものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	
(十一) 売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額。ただし、小売その他これに類するものを行う法人の現金売上げで本文の規定により難しいものについては、日々の現金売上げの総額並びに売上先又は売上先を記載し難しいものについてはこれに代えて取引回数を記載し、品名その他給付の内容、数量、単価又は金額のうち、その記載し難しいものを省略することができる。	(1) 小売その他これに類するものを行う法人の現金売上げで中欄のただし書の規定にもより難しいものについては、所轄税務署長の承認を受けた場合は、日々の現金売上げの総額のみを記載することができる。 (2) 二以上の事業所を有する法人の売上げで中欄本文の規定による売上総額を記載し難しいものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載すれば足りる。
(十二) (十一) に掲げるもの以外の収入に関する事項	受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(十三) 仕入れに関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額	二以上の事業所を有する法人の仕入れで中欄の規定による仕入総額を記載し、難しいものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載すれば足りる。
(十四) (十三) に掲げるもの以外の経費に関する事項	賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。ただ規定により難しいものについては、それぞれその日々の合計金額のみを記載することができる。	

参考法令 消費税法	参考法令 消費税法施行令
<p>(仕入れに係る消費税額の控除)</p> <p>第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百五分の四を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。</p> <p>一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日</p> <p>二 保税地域から引き取る課税貨物につき第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出した場合 当該申告に係る課税貨物（第六項において「一般申告課税貨物」という。）を引き取つた日</p> <p>三 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。） 当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日</p> <p>7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。</p> <p>8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。</p> <p>一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの</p> <p>イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称</p> <p>ロ 課税仕入れを行つた年月日</p> <p>ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容</p> <p>二 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額</p> <p>二 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの</p> <p>イ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取つた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）</p> <p>ロ 課税貨物の内容</p> <p>ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第三号において同じ。）又はその合計額</p> <p>9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。</p> <p>一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの</p> <p>イ 書類の作成者の氏名又は名称</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）</p> <p>ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容</p> <p>二 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）</p> <p>ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称</p>	<p>(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等)</p> <p>第四十九条 法第三十条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円未満である場合</p> <p>二 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が三万円以上である場合において、同条第七項に規定する請求書等の交付を受けなかつたことにつきやむを得ない理由があるとき（同項に規定する帳簿に当該やむを得ない理由及び当該課税仕入れの相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定する者に係るものを除く。）を記載している場合に限る。）。</p> <p>2 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れを行う事業で再生資源卸売業に準ずるものに係る課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。</p> <p>3 卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れについては、法第三十条第八項第一号の規定により同条第七項の帳簿に記載することとされている事項のうち同号イに掲げる事項は、同号の規定にかかわらず、当該事項に代えて当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者の氏名又は名称とすることができる。</p> <p>4 法第三十条第九項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業</p> <p>二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号八（種類）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものとして同法第九条の三第一項（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。）</p> <p>三 駐車場業（不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車のための場所を提供するものに限る。）</p> <p>四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの</p> <p>5 法第三十条第九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可（第三号、第七号、第八号及び第七十一条第四項において「輸入の許可」という。）があつたことを証する書類</p> <p>二 特例申告書の提出があつたことを証する書類</p> <p>三 関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により税関長の承認を受けて輸入の許可前に保税地域から課税貨物を引き取つた場合における同項の承認があつたことを証する書類</p> <p>四 国税通則法第三十二条第三項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書（同条第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）</p> <p>五 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第七項（郵便物の内国消費税の納付等）の規定により賦課決定通知書とみなされる同条第一項の郵便物に係る同項の書面</p> <p>六 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第八項において準用する関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定により税関長の承認を受けて消費税の納付前に郵便物を受け取つた場合における同項の承認があつたことを証する書類</p> <p>七 国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書（輸入の許可後に提出されたものに限る。）の提出があつたことを証する書類</p> <p>八 国税通則法第二十八条第一項（更正又は決定の手續）に規定する更正通知書（輸入の許可後に行われた同項の更正に係るものに限る。）又は決定通知書</p> <p>九 関税法第八十五条第一項（公売代金等の充当及び供託）の規定による公売又は売却に係る代金が充当されたことを証する書類</p> <p>6 前項各号に掲げる書類には、関税法第二百二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定に基づき税関長が交付した同項の証明書類で前項各号に掲げる書類に関するものを含むものとする。</p>

参考法令 消費税法基本通達

(仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の記載事項の特例)

11-6-1 法第 30 条第 7 項《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等に関して同条第 8 項第 1 号《仕入税額控除に係る帳簿》及び同条第 9 項第 1 号《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する記載事項については、次により取り扱って差し支えない。(平 9 課消 2-5 により改正)

(1) 法第 30 条第 8 項第 1 号《仕入税額控除に係る帳簿》に規定する記載事項

イ 同号イに規定する課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引先コード等の記号、番号等による表示

ロ 同号ハに規定する課税仕入れに係る資産又は役務の内容 当該仕入れが課税仕入れかどうかの判別 が明らかである場合の商品コード等による表示

(注) 帳簿とは、同号イからロに規定する記載事項を記録したものであればよいのであるから、商業帳簿のほか、所得税又は法人税の申告の基礎となる帳簿でも差し支えない。

(2) 法第 30 条第 9 項第 1 号《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する記載事項

イ 同号イに規定する作成者の氏名又は名称及びホに規定する書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称 取引先コード等の記号、番号等による表示

ロ 同号ハに規定する課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等かどうかの判別 が明らかである場合の商品コード等による表示

(3) 法第 30 条第 9 項第 2 号《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する記載事項

イ 同号イに規定する作成者の氏名又は名称及びロに規定する課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引先コード等の記号、番号等による表示

ロ 同号ニに規定する課税仕入れに係る資産又は役務の内容 当該仕入れが課税仕入れかどうかの判別が明らかである場合の商品コード等による表示

(支払対価の額の合計額が 3 万円未満の判定単位)

11-6-2 令第 49 条第 1 項第 1 号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満である場合」に該当するか否かは、一回の取引の課税仕入れに係る税込みの金額が 3 万円未満かどうかで判定するのであるから、課税仕入れに係る一商品ごとの税込金額等によるものではないことに留意する。(平 10 課消 2-9 により追加)

(請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときの範囲)

11-6-3 令第 49 条第 1 項第 2 号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、次による。

なお、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由があるときに該当する場合であっても、11-6-4 に該当する取引でない限り、当該やむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を帳簿に記載する必要があるから留意する。(平 10 課消 2-9 により追加)

(1) 自動販売機を利用して課税仕入れを行った場合

(2) 入場券、乗車券、搭乗券等のように課税仕入れに係る証明書類が資産の譲渡等を受ける時に資産の譲渡等を行う者により回収されることとなっている場合

(3) 課税仕入れを行った者が課税仕入れの相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合

(4) 課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れを行った課税期間の末日までにその支払対価の額が確定していない場合
なお、この場合には、その後支払対価の額が確定した時に課税仕入れの相手方から請求書等の交付を受け保存するものとする。

(5) その他、これらに準ずる理由により請求書等の交付を受けられなかった場合

(課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載しなくてもよいものとして国税庁長官が指定する者の範囲)

11-6-4 令第 49 条第 1 項第 2 号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する「国税庁長官が指定する者」は次による。(平 10 課消 2-9 により追加)

(1) 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃(料金を含む。)を支払って役務の提供を受けた場合の一般乗合旅客自動車運送事業者又は航空運送事業者

(2) 郵便役務の提供を受けた場合の当該郵便役務の提供を行った者

(3) 課税仕入れに該当する出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当(以下 11-6-4 において「出張旅費等」という。)を支払った場合の当該出張旅費等を受領した使用人等

(4) 令第 49 条第 2 項《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》の規定に該当する課税仕入れを行った場合の当該課税仕入れの相手方

(課税仕入れの相手方の確認を受ける方法)

11-6-5 法第 30 条第 9 項第 2 号《請求書等の範囲》に規定する「課税仕入れの相手方の確認を受けたもの」とは、保存する仕入明細書等に課税仕入れの相手方の確認の事実が明らかにされているもののほか、例えば、次のものがこれに該当する。(平 10 課消 2-9 により追加)

(1) 仕入明細書等への記載内容を通信回線等を通じて課税仕入れの相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で自己の端末機から出力したものの

(2) 仕入明細書等の写し等を課税仕入れの相手方に交付した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合における当該一定期間を経たもの

(元請業者が作成する出来高検収書の取扱い)

11-6-6 建設工事等を請け負った事業者(以下 11-6-6 において「元請業者」という。)が、建設工事等の全部又は一部を他の事業者(以下 11-6-6 において「下請業者」という。)に請け負わせる場合において、元請業者が下請業者の行った工事等の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額等を記載した書類(以下 11-6-6 において「出来高検収書」という。)を作成し、それに基づき請負金額を支払っているときは、当該出来高検収書は、法第 30 条第 9 項第 2 号《請求書等の範囲》に規定する書類に該当するものとして取り扱う(当該出来高検収書の記載事項が同号に規定する事項を記載しており、その内容について下請業者の確認を受けているものに限る。)

なお、元請業者は、当該出来高検収書を作成し下請業者に記載事項の確認を受けることにより、当該出来高検収書に記載された課税仕入れを行ったこととなり、法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用できるものとして取り扱う。(平 10 課消 2-9 により追加)

(注) この取扱いは下請業者の資産の譲渡等の計上時期により影響されるものではないことに留意する。

(帳簿及び請求書等の保存期間)

11-6-7 法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受けようとする事業者は、令第 50 条第 1 項ただし書《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等》、規則第 15 条の 3《帳簿等の保存期間の特例》の規定により、帳簿及び請求書等の保存期間のうち 6 年目及び 7 年目は、法第 30 条第 7 項《仕入れに係る消費税額の控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する帳簿又は請求書等のいずれかを保存すればよいのであるから留意する。(平 10 課消 2-9 により追加、平 12 課消 2-10 により改正)

<p>参考法令 消費税法</p>	<p>参考法令 消費税法施行令</p>
<p>二 事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）</p> <p>イ 書類の作成者の氏名又は名称</p> <p>ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称</p> <p>ハ 課税仕入れを行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）</p> <p>ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容</p> <p>ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額</p> <p>三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの</p> <p>イ 保税地域の所在地を所轄する税関長</p> <p>ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなつた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取ることができることとなつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）</p> <p>ハ 課税貨物の内容</p> <p>ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額</p> <p>ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> <p>10 第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（帳簿の備付け等）</p> <p>第五十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第六十条において同じ。）の保税地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。</p>	<p>（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等）</p> <p>第五十条 法第三十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第七項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から五年間を超えて保存することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。</p> <p>（帳簿の備付け等）</p> <p>第七十一条 事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）の保税地域からの引取りに関する財務省令で定める事項を整理と、かつ、明瞭に記録しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する事業者は、同項の規定により記録した帳簿を整理し、これをその帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第五項において同じ。）を経過した日から七年間、当該事業者の納税地又はその事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。</p> <p>3 法第五十八条に規定する特例輸入者（第一項に規定する事業者で法第三十七条第一項の規定の適用を受けない者を除く。次項において「特例輸入者」という。）は、帳簿を備え付けてこれに課税貨物（関税法第七条の二第二項（特例申告）に規定する特例申告に係る課税貨物（次項において「特例申告貨物」という。）に限る。）の保税地域からの引取りに関する財務省令で定める事項を整理と、かつ、明瞭に記録しなければならない。</p> <p>4 特例輸入者は、前項の規定により記録した帳簿を整理し、これをその特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から七年間、当該特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は当該特例輸入者の住所地に保存しなければならない。</p> <p>5 第二項の規定による帳簿の保存は同項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から、前項の規定による帳簿の保存は同項に規定する輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から、それぞれ五年を経過した日以後の期間においては、財務大臣の定める方法によることができる。</p> <p>（国、地方公共団体等の帳簿の記載事項の特例）</p> <p>第七十七条 法第六十条第四項に規定する国若しくは地方公共団体、法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の法第五十八条の規定の適用については、同条の帳簿には、同条に規定する事項のほか、同項に規定する特定収入及び第七十五条第一項各号に掲げる収入に関する財務省令で定める事項を併せて記録しなければならない。</p>

参考法令 消費税法施行規則

(帳簿の記載事項等)

第二十七条 令第七十一条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 国内において行つた資産の譲渡等に係る事項のうち次に掲げるもの
 - イ 資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称
 - ロ 資産の譲渡等を行つた年月日
 - ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等（法第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約により消費税が免除されるものを除く。）である場合は、令第五十七条第五項第一号から第五号までに掲げる事業の種類を含む。）
 - ニ 資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等に該当する場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する額を含むものとする。）
- 二 国内において行つた資産の譲渡等に係る対価の返還等（資産の譲渡等につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該資産の譲渡等の対価の額の全部若しくは一部の返還又は当該資産の譲渡等の対価の額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額をすることをいい、法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等を除く。以下この号において同じ。）に係る事項のうち次に掲げるもの
 - イ 資産の譲渡等に係る対価の返還等を受けた者の氏名又は名称
 - ロ 資産の譲渡等に係る対価の返還等をした年月日
 - ハ 資産の譲渡等に係る対価の返還等の内容
 - ニ 資産の譲渡等に係る対価の返還等をした金額
- 三 仕入れに係る対価の返還等（法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等をいう。以下この号において同じ。）に係る事項のうち次に掲げるもの
 - イ 仕入れに係る対価の返還等をした者の氏名又は名称
 - ロ 仕入れに係る対価の返還等を受けた年月日
 - ハ 仕入れに係る対価の返還等の内容
 - ニ 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額
- 四 保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。）の全部又は一部につき、法律の規定により還付を受ける場合における当該課税貨物に係る事項のうち次に掲げるもの
 - イ 保税地域の所在地を所轄する税関
 - ロ 当該還付を受けた年月日
 - ハ 課税貨物の内容
 - ニ 当該還付を受けた消費税額
- 五 法第三十九条第一項に規定する事実（以下この号において「貸倒れ」という。）に係る事項のうち次に掲げるもの
 - イ 貸倒れの相手方の氏名又は名称
 - ロ 貸倒れがあつた年月日
 - ハ 貸倒れに係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
 - ニ 貸倒れにより領収をすることができなくなった金額
- 2 法第三十条第九項第一号に規定する事業を営む者は、当該事業に係る前項第一号イ及び第二号イに掲げる事項については、同項第一号及び第二号の規定にかかわらず、これらの事項の記録を省略することができる。
- 3 小売業その他これに準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業者の現金売上げに係る資産の譲渡等については、第一項第一号の規定にかかわらず、同号イからニまでに掲げる事項に代え、課税資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第五号までに掲げる事業の種類ごとの課税資産の譲渡等）と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に区分した日々の現金売上げのそれぞれの総額によることができる。
- 4 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者は、同項の規定の適用を受ける課税期間においては、第一項第三号及び第四号に掲げる事項については、同項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの事項の記録を省略することができる。
- 5 令第七十一条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 課税貨物に係る輸入の許可（関税法第六十七条の規定による輸入の許可をいう。次項において同じ。）の年月日及びその許可書の番号
 - 二 課税貨物の内容
 - 三 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額
- 6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令第四条の十二第二項（保存すべき書類）の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、令第七十一条第三項に規定する特例輸入者が、これらの書類を整理して保存するときは、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

(国、地方公共団体等の特定収入等に関する帳簿の記載事項)

第三十一条 令第七十七条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十条第四項に規定する特定収入又は令第七十五条第一項各号に掲げる収入（以下この条において「特定収入等」という。）に係る相手方の氏名又は名称
 - 二 特定収入等を受けた年月日
 - 三 特定収入等の内容
 - 四 特定収入等の金額
 - 五 特定収入等の用途
- 2 法第六十条第四項に規定する国若しくは地方公共団体、法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等が特定収入等を受けた場合において、当該特定収入等に係る相手方が不特定かつ多数であるときは、前項第一号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、その記録を省略することができる。

参考法令 消費税法基本通達

(保存すべき帳簿)

17-3-1 法第58条《帳簿の備付け等》に規定する帳簿は、規則第27条《帳簿の記載事項等》に規定する記載事項を記録した帳簿であればよいのであるから、商業帳簿のほか、所得税又は法人税の申告の基礎となる帳簿書類でも差し支えない。

参考法令 所得税法	ばならない。参考法令 所得税法施行規則
<p>(青色申告者の帳簿書類)</p> <p>第百四十八条 第百四十三条(青色申告)の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。</p> <p>2 納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第百四十三条の承認を受けている居住者に対し、その者の同条に規定する業務に係る帳簿書類について必要な指示をすることができる。(青色申告書に添附すべき書類)</p> <p>第百四十九条 青色申告書には、財務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添附しなければならない。(青色申告の承認の取消し)</p> <p>第百五十条 第百四十三条(青色申告)の承認を受けた居住者につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、その居住者の当該年分以後の各年分の所得税につき提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。</p> <p>一 その年における第百四十三条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百四十八条第一項(青色申告者の帳簿書類)に規定する財務省令で定めるところに従って行なわれていないこと。 その年</p> <p>二 その年における前号に規定する帳簿書類について第百四十八条第二項の規定による税務署長の指示に従わかつたこと。 その年</p> <p>三 その年における第一号に規定する帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真实性を疑うに足りる相当の理由があること。 その年</p> <p>2 税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の居住者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない。</p>	<p>(青色申告者の備え付けるべき帳簿書類)</p> <p>第五十六条 青色申告者(法第百四十三条(青色申告)の承認を受けている居住者をいう。以下この節において同じ。)は、法第百四十八条第一項(青色申告者の帳簿書類)の規定により、その不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿書類については、次条から第六十四条まで(青色申告者の帳簿書類の備付け等)に定めるところによらなければならない。ただし、当該帳簿書類については、次条から第五十九条まで(青色申告者の帳簿書類)、第六十一条(貸借対照表及び損益計算書)及び第六十四条(帳簿書類の記載事項等の省略又は変更)の規定に定めるところに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。</p> <p>2 法第六十七条(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受ける青色申告者は、前項の規定にかかわらず、第六十条(決算)の規定による棚卸資産の棚卸を行うことを要しない。</p> <p>3 財務大臣は、第一項ただし書の定めをしたときは、これを告示する。</p> <p>(取引の記録等)</p> <p>第五十七条 青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引(以下この節において「取引」という。)を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>一 不動産所得については、その不動産所得を生ずべき法第二十六条第一項(不動産所得)に規定する不動産等の貸付けに係る資産、負債及び資本</p> <p>二 事業所得については、その事業所得を生ずべき事業に係る資産、負債及び資本</p> <p>三 山林所得については、その山林所得を生ずべき業務に係る資産、負債及び資本</p> <p>2 青色申告者は、取引のうち事業所得、不動産所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、そのつどその総収入金額又は必要経費に算入されない部分の金額を除いて記録しなければならない。ただし、そのつど区分整理し難いものは年末において、一括して区分整理することができる。</p>
<p>参考法令 所得税法施行規則第五十六条第一項、第五十八条第一項及び第六十一条第一項に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目</p>	<p>(取引に関する帳簿及び記載事項)</p> <p>第五十八条 青色申告者は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿(次条において「仕訳帳」という。)、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿(次条において「総勘定元帳」という。その他必要な帳簿を備え、財務大臣の定める取引に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 財務大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。</p>
<p>1 所得税法施行規則(以下「規則」という。)第五十八条第一項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する取引に関する事項は、おおむね別表第一各号の表の第一欄に定めるところによる。</p> <p>2 規則第六十一条第一項(貸借対照表及び損益計算書)に規定する科目は、おおむね別表第二各号の表の第一欄に定めるところによる。</p> <p>3 規則第五十六条第一項ただし書(青色申告者の備え付けるべき帳簿書類の特例)に規定する記録の方法及び記載事項は、次に定めるところによる。</p> <p>一 規則第五十六条第一項に規定する青色申告者で同項ただし書の規定の適用を受けるものは、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、必要な帳簿を備え、その取引を別表第一各号の表の第二欄に定めるところにより、整然と、かつ、明りように記録しなければならない。ただし、所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。)第六十七条(小規模事業者の収入及び費用の帰属時期)の規定の適用を受ける者の事業所得又は不動産所得に係る取引については、別表第一第一号又は第二号の表の第三欄に定めるところにより記録することができる。</p> <p>二 前号の青色申告者は、同号の取引のうち不動産所得、事業所得及び山林所得に係る総収入金額又は必要経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、そのつどその総収入金額又は必要経費に算入されない金額を除いて記録しなければならない。ただし、そのつど区分整理し難いものは、年末において一括して区分整理することができる。</p> <p>三 第一号の青色申告者(法第二百五条第一項から第三項まで(年の途中で死亡した場合の確定申告)の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定による申告書を提出すべき者又は同条第二項若しくは第三項の規定による申告書を提出することができる者)は、毎年十二月三十一日(法第二百五条又は第二百二十七条(年の途中で出国をする場合の確定申告)の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は出国の時)において、その記録に基づき、別表第二各号の表の第二欄に定める科目に従い、損益計算書を作成しなければならない。</p>	<p>(仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法)</p> <p>第五十九条 青色申告者は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。</p> <p>2 青色申告者は、総勘定元帳には、その勘定ごとに、記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載しなければならない。</p>

参考法令 所得税法施行規則第五十六条第一項、第五十八条第一項及び第六十一条第一項に規定する記録の方法及び記載事項、取引に関する事項並びに科目 別表第一 青色申告者の帳簿の記載事項

区分	第一欄		第二欄	
	記載事項	備考	記載事項	備考
(一) 現金出納等に関する事項	現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高	少額な取引については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 少額な取引又は保存している伝票、領収書等によりその内容を確認できる取引については、現金売上、雑収入及びその他の入金並びに現金仕入、仕入以外の費用及びその他の出金に区分して、それぞれ日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) いわゆる時貸又は時借の入出金は、現金売上又は現金仕入として記載することができる。
(二) 当座預金の預入及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	—	—	—
(三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形及び支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	—	—	—
(四) 売掛金（未加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他行なつた給付の内容、数量、単価及び金額	保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時貸については、日日の記載を省略し、現実に代金を受け取つた時に現金仕入として記載することができる。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。
(五) 買掛金（未加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額	保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時借については、日日の記載を省略し、現実に代金を支払つた時に現金仕入として記載することができる。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。
(六) (二) から(五) までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金、事業主貸、事業主借のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額	事業主貸については、月決事業主貸とその他の事業主貸とに区分して記載することができる。	—	—
(七) 減価償却資産（繰延資産を含む。）に関する事項	その資産の種類ごとに、それぞれその取得又は支出の年月日、取得又は支出の相手方、数量、取得価額又は支出金額及びその年の年初の償却後の価額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	—	第一欄に同じ。	年末において、その年中の取引を一括記載することができる。
(八) (一) から(四) まで、(六) 及び(七) に掲げるもの以外の資産（たな卸資産を除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	—	—	—
(九) 引当金及び準備金に関する事項	引当金、準備金について、その科目ごとに区分して、それぞれその取引の年月日、事由及び金額その他その計算に関する事項	—	第一欄に同じ。	—
(十) 元入金に関する事項	取引の年月日、事由及び金額	—	—	—
(十一) 売上（加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有するもの及び家事消費等を含む。）に関する事項	取引の年月日、売上先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の売上の合計金額	(1) 保存している納品書控、請求書控等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) 少額な現金売上については、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 小売その他これに類するものを行なう者の現金売上については、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (3) いわゆる時貸については、日日の記載を省略し、現実に代金を受け取つた時に現金売上として記載することができる。この場合には、年末における時貸の残高を記載するものとする。 (4) たな卸資産の家事消費等については、年末において、消費等をしたものの種類別に、その合計金額を見積もり、当該合計金額のみを一括記載することができる。
(十二) (十一) に掲げるもの以外の収入に関する事項	受取利息、雑収入のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方及び金額	少額な雑収入等については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に入金した時に記載することができる。この場合には、年末における雑収入等の未収額及び前受額を記載するものとする。
(十三) 仕入に関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の仕入の合計金額	(1) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日日の合計金額のみを一括記載することができる。 (2) 少額な現金仕入については、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。	(1) 第一欄に同じ。 (2) いわゆる時借については、日日の記載を省略し、現実に代金を支払つた時に現金仕入として記載することができる。この場合には、年末における時借の残高を記載するものとする。
(十四) (十三) に掲げるもの以外の費用に関する事項	雇人費、青色専従者給与額、福利厚生費、外注工費、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、貸倒金、地代家賃、保険料、旅費通信費、水道光熱費、手数料、荷造運賃、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、雑費のように、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	少額な費用については、その科目ごとに、日日の合計金額のみを一括記載することができる。	第一欄に同じ。それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、支払先及び金額	(1) 第一欄に同じ。 (2) 現実に出金した時に記載することができる。この場合には、年末における費用の未払額及び前払額を記載するものとする。